



2024年6月28日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 高 知 銀 行  
代 表 者 名 取 締 役 頭 取 海 治 勝 彦  
(コード番号：8416 東証スタンダード市場)  
問 合 せ 先 経 営 統 括 部 長 植 田 伸 一  
(電話番号 088-822-9311)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当行は、2024年5月10日の取締役会において、2024年6月25日開催の定時株主総会に定款の一部変更の議案を付議することを決議し、下記のとおり6月25日開催の定時株主総会にて承認となりましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

当行第1種優先株式は2023年9月29日に消却を完了したことから、同株式に係る規定を削除するものであります。また、この削除に伴い条数の繰り上げ等、所要の変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定時株主総会開催日	2024年6月25日(火)
定款変更の効力発生日	2024年6月25日(火)

以 上

別紙

【定款変更案】

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案												
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第5条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数および発行可能種類株式総数)</p> <p>第6条 当銀行の発行可能株式総数は、40,900,000株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">普通株式</td> <td style="text-align: right;">40,900,000株</td> </tr> <tr> <td>第1種優先株式</td> <td style="text-align: right;">40,900,000株</td> </tr> <tr> <td>第2種優先株式</td> <td style="text-align: right;">1,000,000株</td> </tr> </table> <p>第7条～第11条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>第2章の2 第1種優先株式</u></p> <p>(第1種優先配当金)</p> <p>第11条の2 当銀行は、第34条第1項に定める剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第1種優先株式を有する株主(以下、「第1種優先株主」という。)または第1種優先株式の登録株式質権者(以下、「第1種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下、「普通株主」という。)および普通株式の登録株式質権者(以下、「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、第1種優先株式1株につき、第1種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、第1種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、第1種優先株式の発行に先立って取締役</p>	普通株式	40,900,000株	第1種優先株式	40,900,000株	第2種優先株式	1,000,000株	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数および発行可能種類株式総数)</p> <p>第6条 当銀行の発行可能株式総数は、40,900,000株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">普通株式</td> <td style="text-align: right;">40,900,000株</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;"><u>(削除)</u></td> </tr> <tr> <td>第2種優先株式</td> <td style="text-align: right;">1,000,000株</td> </tr> </table> <p>第7条～第11条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p>	普通株式	40,900,000株		<u>(削除)</u>	第2種優先株式	1,000,000株
普通株式	40,900,000株												
第1種優先株式	40,900,000株												
第2種優先株式	1,000,000株												
普通株式	40,900,000株												
	<u>(削除)</u>												
第2種優先株式	1,000,000株												

現 行 定 款	変 更 案
<p>会の決議によって定める配当年率を乗じて算出した額の金銭(以下、「第1種優先配当金」という。)の配当をする。配当年率は、8%を上限とする。ただし、当該基準日の属する事業年度において第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対して第11条の3に定める第1種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>2. ある事業年度において第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額が第1種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</p> <p>3. 第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対しては、第1種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続きの中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当銀行が行う新設分割手続きの中で行われる同法第763条第1項第12号ロもしくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りでない。</p>	
<p>(第1種優先中間配当金)</p> <p>第11条の3 当銀行は、第34条第2項に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第1種優先株式1株につき、第1種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭(以下、「第1種優先中間配当金」という。)を支払う。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(第1種優先株主に対する残余財産の分配)</p>	<p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第11条の4 当銀行は、残余財産を分配するときは、第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第1種優先株式1株につき、第1種優先株式1株当たりの払込金額相当額を踏まえて第1種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額の金銭を支払う。</u></p> <p><u>2. 第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。</u></p>	
<p><u>(第1種優先株主の議決権)</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>
<p><u>第11条の5 第1種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第1種優先株主は、定時株主総会に第1種優先配当金の額全部(第1種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払いを受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、第1種優先配当金の額全部(第1種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会終結の時より、第1種優先配当金の額全部(第1種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払いを受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。</u></p>	
<p><u>(普通株式を対価とする取得請求権)</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>
<p><u>第11条の6 第1種優先株主は、次項に定める取得を請求することができる期間中、当銀行に対して自己の有する第1種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当銀行は第1種優先株</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>主がかかる取得の請求をした第1種優先株式を取得するのと引換えに、第3項に定める財産を当該第1種優先株主に対して交付するものとする。</u></p> <p><u>2. 第1種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める期間(以下、「取得請求期間」という。)とする。</u></p> <p><u>3. 当銀行は、第1種優先株式の取得と引換えに、第1種優先株主が取得の請求をした第1種優先株式数に第1種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、第1種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じた額を次項に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、第1種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。</u></p> <p><u>4. 取得価額は、当初、当銀行の普通株式の時価を基準として第1種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める方法により算出される額とし、当該決議により取得価額の修正および調整の方法を定めることができるものとする。当銀行は、当該決議により取得価額の修正を定める場合、修正される額の下限を定めるものとし、取得価額が下限として定める額を下回った場合、取得価額は下限として定める額に修正されるものとする。</u></p> <p><u>(金銭を対価とする取得条項)</u></p> <p><u>第11条の7 当銀行は、第1種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める事由が生じた場合に取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、第1種優先株式の全部または一部を取得するこ</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>とができる。この場合、当銀行は、かかる第1種優先株式を取得するのと引換えに、次項に定める財産を第1種優先株主に対して交付するものとする。なお、第1種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。</p> <p>2. 当銀行は、第1種優先株式の取得と引換えに、第1種優先株式1株につき、第1種優先株式の払込金額相当額を踏まえて第1種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額の金銭を交付する。</p> <p>(普通株式を対価とする取得条項)</p> <p>第11条の8 当銀行は、取得請求期間の末日までに当銀行に取得されていない第1種優先株式の全てを、取得請求期間の末日の翌日をもって取得する。この場合、当銀行は、かかる第1種優先株式を取得するのと引換えに、第1種優先株主に対し、その有する第1種優先株式数に第1種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、第1種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じた額を普通株式の時価で除した数の普通株式を交付するものとし、その詳細は第1種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める。当該取締役会では交付すべき普通株式数の上限の算定方法を定めることができる。第1種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。</p> <p>(株式の分割または併合および株式無償割当て)</p> <p>第11条の9 当銀行は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式および第1種優先株式の</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>種類ごとに、同時に同一の割合で行う。</u></p> <p><u>2. 当銀行は、株式無償割当てを行うときは、普通株式および第1種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。</u></p> <p>第2章の<u>3</u> 第2種優先株式</p> <p>(第2種優先配当金)</p> <p>第11条の<u>10</u> 当銀行は、第34条第1項に定める剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第2種優先株式を有する株主(以下、「第2種優先株主」という。)または第2種優先株式の登録株式質権者(以下、「第2種優先登録株式質権者」という。)に対し、<u>普通株主および普通登録株式質権者</u>に先立ち、第2種優先株式1株につき、第2種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、第2種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合、またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、第2種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める配当年率を乗じて算出した額の金銭(以下、「第2種優先配当金」という。)の配当をする。配当年率は、8%を上限とする。ただし、当該基準日の属する事業年度において、第2種優先株主または第2種優先登録株式質権者に対して第11条の<u>11</u>に定める第2種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>2. ある事業年度において第2種優先株主または第2種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額が第2種優先配当金の額</p>	<p>第2章の<u>2</u> 第2種優先株式</p> <p>(第2種優先配当金)</p> <p>第11条の<u>2</u> 当銀行は、第34条第1項に定める剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第2種優先株式を有する株主(以下、「第2種優先株主」という。)または第2種優先株式の登録株式質権者(以下、「第2種優先登録株式質権者」という。)に対し、<u>普通株式を有する株主</u>(以下、「<u>普通株主</u>」<u>という。)</u>および<u>普通株式の登録株式質権者</u>(以下、「<u>普通登録株式質権者</u>」<u>という。)</u>に先立ち、第2種優先株式1株につき、第2種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、第2種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合、またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、第2種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める配当年率を乗じて算出した額の金銭(以下、「第2種優先配当金」という。)の配当をする。配当年率は、8%を上限とする。ただし、当該基準日の属する事業年度において、第2種優先株主または第2種優先登録株式質権者に対して第11条の<u>3</u>に定める第2種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>2. ある事業年度において第2種優先株主または第2種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額が第2種優先配当金の額</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</p> <p>3. 第2種優先株主または第2種優先登録株式質権者に対しては、第2種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続きの中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当銀行が行う新設分割手続きの中で行われる同法第763条第1項第12号ロもしくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りでない。</p> <p>第11条の<u>11</u>～第11条の<u>17</u>（条文省略）</p> <p><u>(優先順位)</u></p> <p>第11条の18 <u>第1種優先株式および第2種優先株式に係る優先配当金、優先中間配当金および剰余財産の分配における支払順位は同順位とする。</u></p>	<p>に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</p> <p>3. 第2種優先株主または第2種優先登録株式質権者に対しては、第2種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続きの中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当銀行が行う新設分割手続きの中で行われる同法第763条第1項第12号ロもしくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りでない。</p> <p>第11条の<u>3</u>～第11条の<u>9</u>（条文省略）</p> <p><u>(削除)</u></p>